

転入手続きについて

- ① 転出元の町村役場または市（区）役所へ行って転出の手続きをします。
（学校から「在学証明書」「転学生徒教科用図書給与証明書」が発行されます。）



- ② 斑鳩町役場の住民課で、住所の異動手続きをします。
転入用の「書類」が発行されます。
- ③ ②で発行された「書類」を持って、斑鳩町教育委員会で転入の手続きをします。
「異動通知書」が発行されます。
- ④ ③で発行された「異動通知書」と転入前の学校で発行された「在学証明書」「転学生徒教科用図書給与証明書」を持って斑鳩中学校へお越しください。

※教科書については転入した学校でも同じものを使っている場合、新たに支給はされません。今使っている教科書は処分しないでください。

※不明な点がございましたら、学校（0745-74-1301）もしくは
斑鳩町教育委員会総務課（0745-74-1001）へご連絡ください。